

豊橋市私立専修学校高等課程等授業料補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、私立の専修学校高等課程並びに理容師、准看護師、美容師、調理師又は製菓衛生師の国家資格の養成課程を置く中学校卒業者を入学資格とする専修学校一般課程及び各種学校（以下「専修学校高等課程等」という。）に在籍する生徒の就学に係る父母負担の軽減を図るために交付する授業料の補助金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象生徒の要件)

第2条 授業料の補助の対象となる生徒（以下「対象生徒」という。）は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（以下「法律」という。）第4条で定める就学支援金の受給資格の認定を受けた者で、補助を受けようとする年度（以下「当該年度」という。）の10月1日において、専修学校高等課程等に在籍し、かつ、次の各号の一に該当する者とする。ただし、高等学校等就学支援金の支給に関する法律第9条に該当し、支払いの一時差止めとなった者を除く。

- (1) 授業料負担者（父及び母。ただし、父及び母以外に所得税法上の生徒の扶養者となる者がある場合は、その者を含む。以下同じ。）が市内に住所を有し、かつ、授業料負担者の所得が別表第1に掲げる所得基準のいずれかに該当すること。
- (2) 勤労生徒（年間を通じて一定の職業に携わっている者をいい、一時的なアルバイト等の生徒は、含まないものとする。以下同じ。）の場合は、本人が市内に住所を有し、かつ、本人の所得が別表第1に掲げる所得基準に該当すること。

(対象生徒の要件の特例)

第3条 授業料負担者が、転勤等により市外に住所を移し、単身で生活することを常態としている場合で、生徒及び生徒と生活を共にする者の生活の本拠が市内にあるときは、前条第1号の規定の適用に当たっては、当該授業料負担者が市内に住所を有しているものとみなす。

(補助額)

第4条 授業料の補助額は、1学年度につき別表第2に掲げる区分ごとの額とする。ただし、当該学年度分として専修学校高等課程等へ納入すべき授業料の額が補助額に満たない場合は、補助額はその納入すべき授業料の額相当額とする。

- 2 他の地方公共団体が交付する授業料補助額（以下「県の授業料補助額」という。）が納付すべき授業料の全額を満たしている場合は、補助しないものとする。
- 3 県の授業料補助額と当市の授業料補助額の合計額が納付すべき授業料の額を上回る場合は、授業料から県の授業料補助額を差し引いた額とする。
- 4 補助額は予算の範囲内で行うものとする。

(申請)

第5条 授業料の補助を受けようとする者(以下「補助申込者」という。)は、在籍する専修学校高等課程等を設置する者(以下「設置者」という。)に申し込むものとし、当該申込みを受けた設置者は市長に申請するものとする。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、補助申込者は直接市長に申請することができる。

2 前項の規定による申請は、別に定める期日までに授業料補助申請書(様式第1号)により行うものとする。この場合において、市長は設置者及び前項ただし書の補助申込者(以下「補助申請者」という。)に対し、必要な資料の提出を求めることができる。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定により提出された補助申請書の内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書(様式第2号)により補助申請者に通知するものとする。

(申込みの取下げ)

第7条 補助申請者は、前条の規定による通知を受領したとき、当該通知に係る補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服がある場合は、当該決定通知を受領した日から15日以内に当該申込みを取下げることができる。この場合においては、その旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申込みの取下げがあったときは、当該申込みに係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。

(補助金の交付)

第8条 補助金の交付は、設置者に補助金を直接支払うことにより行うものとする。ただし、第5条第1項ただし書の規定による補助申請の場合にあつては、当該補助申請者に支払うものとする。

(証拠書類)

第9条 授業料の補助に係る支払を受けた設置者は、対象生徒が授業料の補助を受けたことを明らかにした証拠書類(様式第3号)又は金融機関の口座振替済みを証する書類を整備し、備えて置かなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の書類の提出又は閲覧を求めることができる。

(届出)

第10条 生徒について、補助を受けた額が第4条第1項ただし書に規定する額を超えることとなった場合は、補助を受けた者は、その旨を市長に届け出なければならない。

(返還)

第11条 市長は、偽りその他不正な手段により授業料の補助を受けた者があるときは、その者

がすでに受けた補助の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成13年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成21年度における豊橋市私立専修学校高等課程授業料補助金交付要綱別表第1の甲Ⅱ区分に該当した者(所得基準による者を除く)のうち、平成22年度に第2学年以上に在学する者、平成23年度に第3学年以上に在学する者及び平成24年度に第4学年以上に在学する者に関する当該各年度の授業料軽減事業に係る授業料負担者の所得基準については、改正後の別表第1にかかわらず、次の表のとおりとする。

| 区 分 | 所 得 基 準 (父母合算) |
|-----|---|
| 甲Ⅰ | ・ 生活保護及び市町村民税所得割額非課税世帯 |
| 甲Ⅱ | ・ 市町村民税の所得割額が18,900円未満の世帯 ・ 国民年金法(昭和34年法律第141号)の規定により国民年金の保険料の納付を全額免除されている者 ・ 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)の規定により児童扶養手当の支給を受けている者 ・ 同一生計に属する者又は授業料減免等対象生徒が学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条の規定により市町村から就学援助を受けている者又は受けていた者 |
| 乙Ⅰ | ・ 市町村民税の所得割額が136,500円未満の世帯 |
| 乙Ⅱ | ・ 市町村民税の所得割額が244,500円未満の世帯 |

附則

1 この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成25年度に私立学校の第3学年以上に在学する者については、別表第1中の乙Ⅰに「勤労生徒」とあるのは、「成人した勤労生徒」とする。

附則

1 この要綱は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 平成 26 年 4 月 1 日前から引き続き専修学校高等課程を除く専修学校高等課程等に在籍する者は、授業料の補助金の対象外とする。

3 平成 26 年 4 月 1 日前から引き続き専修学校高等課程に在籍する者に関する当該各年度の授業料の補助に係る保護者の所得基準及び授業料補助額については、別表第 1、別表第 2 にかかわらず、次の表のとおりとする。

| 区 分 | 所 得 基 準 (父母合算) |
|-------|---|
| 甲 I | ・ 生活保護及び市町村民税所得割額非課税世帯 |
| 甲 II | ・ 市町村民税所得割額が 18,900 円に①、②の合計を加えた額未満の世帯 ① 16 歳未満の扶養親族の数×21,300 円 ② 16 歳以上 19 歳未満の扶養親族の数×11,100 円 |
| 乙 I A | ・ 市町村民税所得割額が 74,100 円に①、②の合計を加えた額未満の世帯 ① 16 歳未満の扶養親族の数×19,800 円 ② 16 歳以上 19 歳未満の扶養親族の数×7,200 円 |
| 乙 I B | ・ 市町村民税所得割額が 136,500 円に①、②の合計を加えた額未満の世帯 ① 16 歳未満の扶養親族の数×19,800 円 ② 16 歳以上 19 歳未満の扶養親族の数×7,200 円 |
| 乙 II | ・ 市町村民税所得割額が 244,500 円に①、②の合計を加えた額未満の世帯 ① 16 歳未満の扶養親族の数×19,800 円 ② 16 歳以上 19 歳未満の扶養親族の数×7,200 円 |

扶養親族とは、税法上の扶養親族をいう。

扶養親族の年齢は、授業料補助の対象となる年の前年の 12 月 31 日現在における年齢をいう。

| 区 分 | 1 人当たり補助額 (年額) (平成 26 年 4 月 1 日前から引き続き在籍する者) |
|-------------------|---|
| 前表の所得基準の区分「甲 I」 | 36,200 円 |
| 前表の所得基準の区分「甲 II」 | 18,300 円 |
| 前表の所得基準の区分「乙 I A」 | 20,400 円 |
| 前表の所得基準の区分「乙 I B」 | 8,600 円 |
| 前表の所得基準の区分「乙 II」 | 2,700 円 |

附則

1 この要綱は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附則

1 この要綱は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

附則

1 この要綱は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

附則

1 この要綱は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 平成 26 年 4 月 1 日以降入学の者は、別表第 2 にかかわらず次の表のとおりとする。

| 区 分 | 1 人当たり補助額 (年額) |
|-----------------------|----------------|
| 別表第 1 の所得基準の区分「甲 I」 | 36,200 円 |
| 別表第 1 の所得基準の区分「甲 II」 | 18,300 円 |
| 別表第 1 の所得基準の区分「乙 I A」 | 24,200 円 |
| 別表第 1 の所得基準の区分「乙 I B」 | 6,300 円 |
| 別表第 1 の所得基準の区分「乙 II」 | 6,300 円 |

別表第 1 所得基準 (第 2 条関係)

| 区 分 | 所 得 基 準 (父母合算) |
|-------|--|
| 甲 I | ・生活保護 及び県民税所得割額と市町村民税所得割額とを合算した額が非課税の世帯 |
| 甲 II | ・県民税所得割額と市町村民税所得割額とを合算した額が 85,500 円未満の世帯 |
| 乙 I A | ・県民税所得割額と市町村民税所得割額とを合算した額が 175,500 円未満の世帯 |
| 乙 I B | ・県民税所得割額と市町村民税所得割額とを合算した額が 272,500 円未満の世帯 |
| 乙 II | ・県民税所得割額と市町村民税所得割額とを合算した額が 452,500 円未満の世帯 |

別表第 2 授業料補助額 (第 4 条関係)

| 区 分 | 1 人当たり補助額 (年額) |
|-----------------------|----------------|
| 別表第 1 の所得基準の区分「甲 I」 | 37,600 円 |
| 別表第 1 の所得基準の区分「甲 II」 | 13,800 円 |
| 別表第 1 の所得基準の区分「乙 I A」 | 25,000 円 |
| 別表第 1 の所得基準の区分「乙 I B」 | 7,200 円 |
| 別表第 1 の所得基準の区分「乙 II」 | 6,900 円 |